

区協議会調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区協議会相互による連絡調整等を効率的に行うため、浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第7条第3項の規定に基づき、区協議会委員による会議（以下「調整会議」という。）について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 調整会議は、事案等を共有する2以上の区協議会（以下「関係区協議会」という。）により組織する。

2 調整会議の委員の数、構成等は、関係区協議会の正副会長の協議により決定する。

(設置の手続き)

第3条 調整会議は、関係区協議会の議決により、調整事項及び期間を定めて設置する。

(座長)

第4条 調整会議に座長1人を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長の任期は、調整会議の設置期間又は区協議会委員の任期のいずれか短い方とする。

4 座長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

5 座長は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ選任するものとする。

(所掌事務)

第5条 調整会議は、次の各号に掲げる事項について、連絡調整等を行う。

(1) 2以上の区にまたがる事案

(2) その他座長が必要と認める事項

(会議)

第6条 調整会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

3 その他調整会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、座長の所属する区役所において処理する。

2 調整会議の設置期間が複数年度にまたがる場合、調整会議の庶務を行う事務所は、調整会議の議決により変更することができる。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。